

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会補助金等交付規程

(目的)

第1条 この規程は、真岡市社会福祉協議会が行う地域福祉活動の増進のため、積極的に福祉活動に参画している団体に対し補助金等の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 真岡市社会福祉協議会が各団体に対して交付する補助金又は助成金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(補助金等の交付対象と額)

第3条 補助金等の交付対象と額は、別表に定めるところによる。ただし、他団体からの交付を受け、又は寄付金その他特定収入があるときは、事業費からそれらの金額を差し引いた残額を補助対象額とする。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする団体等は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画

(2) 予算

(3) その他会長が必要と認める書類

(補助金等の交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請があったときはその内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第6条 会長は、補助金等の交付決定をする場合において、補助金等の交付目的を達成するため必要があると認めたときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

2 前項に定めるもののほか、会長は補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により当該団体等に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第 8 条 補助金等の交付申請を行なった団体等は、前条の規定に基づく交付の決定通知があった場合は、補助金等の請求書（様式第 3 号）を会長に提出しなければならない。

（状況報告等）

第 9 条 会長は、補助事業等の円滑適正な執行を図る必要があると認めるときは、団体等に対して補助事業等の遂行状況に関し、関係書類の提出を求め、又は現地調査を行い必要な措置を求めることができる。

（実績報告）

第 10 条 補助金等の交付の決定を受けた団体等は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績報告書
- (2) 決算書及び監査報告
- (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金等の決定の取り消し）

第 11 条 会長は補助金等の交付の決定を受けた団体等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この規程及び補助金等の交付条件に違反したとき。
- (2) 補助金等を目的以外に使用したとき。
- (3) その他不正があったとき。

（補助金の返還）

第 1 2 条 会長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の該当等の取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は団体等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第 1 3 条 補助金等の交付を受けた団体等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 社会福祉協議会は、改正後の規程第 4 条の規定により補助金等の交付申請を求めるときは、この規程の施行前においても、補助金等の希望調査、事業内容のヒアリング等必要な行為をすることができる。

別表（第3条関係）

補助金等の交付の対象事業	対象団体	補助金等の額
ふれあい・いきいきサロン事業	ふれあい・いきいきサロン運営者	ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱による
ふれあい・いきいきサロン交流事業	訪問するふれあい・いきいきサロン運営者	20,000円
地域における福祉教育推進事業	地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）、地区区長会、生活支援体制整備事業第2層協議体（以下「第2層協議体」という。）、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」と	20,000円

	いう。)等	
学校における福祉教育推進事業	小中学校及び高等学校、各校PTA、ボランティア団体等	30,000円
福祉まつり開催事業	ボランティア連絡協議会、NPO法人等	700,000円
住民助け合い事業	地区社協、地区民児協、地区区長会、第2層協議体、NPO法人等	100,000円
生活支援サービス事業	ボランティア団体、NPO法人等	150,000円
移動販売支援事業	商店会連合会	100,000円
老人クラブ生きがいづくり事業	老人クラブ連合会	80,000円
法人間連携推進事業	社会福祉法人	30,000円
福祉情報発信事業	ボランティア団体、社会福祉法人等	100,000円
福祉施設地域交流事業	福祉サービス提供事業所（営利を目	60,000円

	的とした団体等を除く。)	
災害ボランティア受入訓練事業	災害ボランティア支援委員会等	50,000円
教育福祉懇話会	地区社協等	20,000円
地区社協の実施する事業及び運営費	地区社協	真岡市社会福祉協議会会員会費の実績額のうち地区の実績額の40%の額
地区民児協、福祉団体、ボランティア団体等が実施する運営費	地区民児協、身体障害者者福社会、老人クラブ連合会、母子寡婦福社会、知的障がい者育成会、遺族会連合会、聴覚障害者協会、肢体不自由児者父母の会、ボランティア連絡協議会、真岡点訳サークル、朗読ボランティアひばりの	予算の範囲内で会長が必要と認める額

	会、手話サークル まごころ、地域奉 仕団、傾聴ボラン ティアさくら貝等	
その他会長が特に必 要と認める事業及び 運営費		会長が必要と認め る額

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

真岡市社会福祉協議会

会長 様

（申請人）

住 所

団体等名称

役職、氏名

印

年度

補助金交付申請書

年度において

補助金

円を交付されますよう、真岡市社会福祉協議会補助金等交付規程の規定により申請します。

記

添付書類

- (1) 事業計画
- (2) 予算
- (3) その他会長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

真社協指令 第 号

（団体等名称）

（職氏名） 様

年 月 日付け 年度 補助金交付
申請書をもって申請のあった、 年度 補助金につい
て、真岡市社会福祉協議会補助金等交付規程の規定により、金 円
を交付する。

年 月 日

真岡市社会福祉協議会
会 長

様式第3号（第8条関係）

年度

補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け真社協指令第 号で交付決定の通知があ
った 年度 補助金を上記のとおり交付されますよう、
真岡市社会福祉協議会補助金等交付規程の規定により請求します。

年 月 日

真岡市社会福祉協議会

会長 様

（申請人）

住 所

団体等名称

役職、氏名

印

振込先

金融機関名	
支店名	
口座番号	
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 、 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義	

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

真岡市社会福祉協議会

会長 様

住 所

団体等名称

役職、氏名

年度

補助金実績報告書

年 月 日付真社協第 号で交付決定の通知のあった
補助金について、その実績を報告いたします。

記

添付書類

- (1) 補助事業等の実績報告書
- (2) 決算書及び監査報告
- (3) その他会長が必要と認める書類